

カトリック京都司教区 宣教司牧評議会

規 約

(名 称)

- 第 1 条 この会は、「カトリック京都司教区宣教司牧評議会」と称する。
2 略称として、「教区評議会」を用いる。

(設 立)

- 第 2 条 「教区評議会」は、京都司教区が推進する共同宣教司牧の精神と活動に適合するため、カトリック教会法 511 条から 514 条に規定される『司牧評議会』に準じて、設立される。
2 「教区評議会」の規約は、前項で示された教会法が規定する『司牧評議会』の諸規定に基づいて、以下に定められる。

(目 的)

- 第 3 条 「教区評議会」は、『教区司教の権威のもとに、教区における宣教司牧活動に関する事柄を研究・検討し、それについての実際的な結論を提示することをその目的とする』（教会法 511 条）。

(任 務)

- 第 4 条 「教区評議会」は、教区司教が諮問する事柄について答申すると共に、積極的に司教区全体で取り組むべき事柄について審議する。
2 「教区評議会」は、評議された事柄の中で、必要ならば司教から委託された事柄を執行する。

(構 成)

- 第 5 条 教区司教が招集し、主宰する「教区評議会」は、次の者によって構成される。
1. 司教総代理
 2. 司教区本部事務局長
 3. 共同宣教司牧ブロックのモデラートル司祭
 4. 共同宣教司牧ブロックを代表する信徒 1 名
 5. 「カトリック京都司教区・女子奉獻生活者の会」の代表者 2 名
 6. 司教が招集する司教区の委員会・諸活動団体等の代表者

(会議の開催)

- 第 6 条 「教区評議会」の定例会議は、年 1 回開催する。
2 教区司教は、必要に応じて臨時に会議を開催する。

(会議の議長)

第 7 条 「教区評議会」の会議の議事進行を司る議長は、司教総代理が務める。ただし、その者が欠席の場合には、その場で司教が指名した者がその任に当たる。

(議案の確定)

第 8 条 定例会議・臨時会議の議案は、司教からの諮問する事柄以外は、次のように提案される。

1. 共同宣教司牧ブロックは、議案を文書によって、会議開催 20 日前までに、書記局宛に提出する。
2. 司教区の各委員会、および教区の諸活動団体は、議案を文書によって、会議開催 20 日前までに、教区本部事務局長宛に提出する。
3. 教区司教は、前 1 項および 2 項のもとについて議案を確定する。

(評議方法)

第 9 条 「教区評議会」で教区司教が評決を求めた場合は、会議参加者の挙手によって賛否を問う。

(書記局)

第 10 条 「教区評議会」は、その書記局を司教区本部事務局内に置き、書記局の責任者は、司教区本部事務局長とする。

- 2 書記局は、会議開催に必要な準備、会議の議事録の作成と送付、及び関係資料の保管を行う。
- 3 書記局員は、「教区評議会」に招集される者以外から若干名の信徒を、教区司教が任期を定めて委嘱する。

(会議の議事録)

第 11 条 書記局員が作成した会議の議事録は、議長が照合し、教区司教が承認したものを正式文書とする。

(規約の承認と改定)

第 12 条 本規約は、教区司教が承認し、発効する。

- 2 本規約の改定は、教区司教が「教区評議会」に諮問した後、教区司教が改定した規約を承認し、発効する。

(付 則)

第 1 条 1998 年 3 月 14 日に発効した「教区カトリック協議会規約」は、2004 年 3 月 31 日に失効する。

- 2 本規約は、2004 年 4 月 1 日に発効する。
- 3 本規約の一部改正が 2015 年 12 月 5 日の教区評議会に諮問され、2015 年 12 月 14 日の司教顧問会で司教の承認を得て、即日発効した。